

**【用語】** 勢多郡津久田(佃)村—勢多郡赤城村 割元御代官—地代官と

もいい、旗本の知行地と領民を管理した地方役人 宛行—与えられた所領・給与 武人扶持—二人分の飯米(一人分は一日玄米五合) 一年分を給付されること 地頭—知行地をもつ旗本のこと 出府—地方から江戸に出ること、ここでは旗本保々君三郎の屋敷(湯島天沢寺前)へ行くこと 中小性格—主君に随行、配膳役に従事する中小姓の格式

**【解説】** 旗本の知行所には、その土地や領民の管理、年貢の徵収、民政一般などの実務を担当した地方役人が置かれていた。この地方役人は、知行所内の有力農民より採用されることも多く、旗本から俸禄米を支給されてその家臣(代官、用人、給人、近習、中小姓、足輕など)となつた。旗本保々氏(禄高一八八石余)は、勢多郡津久田村、群馬郡阿久津村・吹屋村、武藏国三俣村(埼玉県加須市)に知行所をもつていた。

この文書は、嘉永七年(一八五四)津久田村名主の権兵衛が保々氏の知行所四カ村の割元代官、年寄の源兵衛がその添役を命じられたことに対する就任請書である。権兵衛は二人扶持を与えられ、江戸の保々氏屋敷へ出府の間は、苗字帶刀と中小姓格の処遇を受け、給米三俵を与えられた。そして、この年から知行所四カ村の年貢収納をはじめ、保々氏の財政運営全般を任せられた。以後、権兵衛は経費節減や僨約の勵行などの財政仕法によって保々氏の財政立て直しを図つたが、財政悪化は引き続き、それを好転させるまでには至らなかつた。